

社援基発0124第1号
平成29年1月24日
(最終改正:令和5年3月6日)

都道府県

各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について

「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)については、本日付け公布されたところであるが、当該通知の別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に規定する別に定める単価等を下記のとおり定め、平成29年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、管内市区町村及び社会福祉法人等関係各方面に周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市が法定受託事務を処理するに当たりるべき基準として発出するものであることを申し添える。

記

- 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」(以下「事務処理基準」という。)の3の(5)の③の規定に基づき、別に通知する建設工事費デフレーターによる上昇率については、別表に掲げるとおりとともに、別に定める1m²当たりの建設等単価につ

いては、290,000円とする。

2. 事務処理基準の3の(5)の④の規定に基づき、一般的な自己資金比率として、別に定める割合については、24%とする。

3. 事務処理基準の3の(5)の⑤の規定に基づき、大規模修繕に必要な費用として、別に定める割合については、23%とする。

(別表)

年度	建設工事費デフレーター（建設総合指数）	2021年と比較した伸び率
1960 以前	18.8	6.021
1961	20.8	5.442
1962	21.2	5.340
1963	21.8	5.193
1964	22.8	4.965
1965	23.5	4.817
1966	25.2	4.492
1967	26.7	4.240
1968	27.7	4.087
1969	29.4	3.850
1970	31.3	3.617
1971	31.7	3.571
1972	34.6	3.272
1973	43.7	2.590
1974	51.8	2.185
1975	52.4	2.160
1976	56.8	1.993
1977	59.2	1.912
1978	62.4	1.814
1979	69.2	1.636
1980	75.4	1.501
1981	75.7	1.495
1982	75.9	1.491
1983	75.9	1.491
1984	77.6	1.459
1985	77.2	1.466
1986	76.7	1.476
1987	78.1	1.449
1988	79.6	1.422
1989	83.8	1.351

1990	86.7	1.306
1991	88.9	1.273
1992	90.1	1.256
1993	90.6	1.249
1994	90.9	1.245
1995	91.0	1.244
1996	91.2	1.241
1997	91.9	1.232
1998	90.2	1.255
1999	89.3	1.268
2000	89.5	1.265
2001	88.0	1.286
2002	87.1	1.300
2003	87.6	1.292
2004	88.6	1.278
2005	89.7	1.262
2006	91.5	1.237
2007	93.8	1.207
2008	96.8	1.169
2009	93.4	1.212
2010	93.5	1.211
2011	94.7	1.195
2012	94.1	1.203
2013	96.5	1.173
2014	99.8	1.134
2015	100.0	1.132
2016	100.2	1.130
2017	102.2	1.108
2018	105.5	1.073
2019	108.0	1.048
2020	107.9	1.049
<u>2021 以降</u>	113.2	1.000

(例) 2000 年度に建設した建物の建設単価等上昇率は、1.265 となる。